

萬國電信條約並國際業務規則ニ關スル各國提案追加第二

「ヘルムス」一九三二年四月十六日

「マドリッド」萬國電信會議（一九三二年）提案錄
追加第二

提案錄第二部（單一條約、其ノ他ノ提案）

T 一四七〇 伊太利

伊太利主管廳ハ「マドリッド」會議提案錄及電信雜誌中ノ極メ
テ重要ナル提案ヲ深ク研究シタル後左記萬國電信條約案ノ新正
文ヲ作成セリ該條約案ハ前記提案錄中（TR 二六三）ニ掲ケルモ
ノニ代ヘルモノニシテ聯合主管廳ノ審議ニ付スルモノナリ

萬國電信條約案

第一條

條約ノ目的

本條約ヲ締結セル國ハ左記ヲ目的トスル電信聯合ヲ組織ス

- 一 電信、電話通信又ハ有線、無線若ハ其ノ他ノ電氣又ハ可視
信號ノ方式若ハ方法ニ依ル其ノ他ノ通信ノ相互交換
- 二 及一般ニ記號、信號、文言、形像及音ノ一切ノ傳送

第二條

本條約中ニ於テハ附錄Aニ掲ケル用語ハ該附錄ニ於テ確定セル

意義ヲ有ス

第三條

條約ノ施行ニ特別協定

一 締約政府ハ各自ノ設置又ハ運用スル一切ノ「テレコミュニカシオン」局ニシテ公衆通信ノ國際業務又ハ規則ニ依リ管理セラルル特別業務ヲ取扱フモノニ本條約及約定スル規則ノ規定ヲ適用スルコトヲ約ス

二 締約政府ハ又公衆通信ヲ取扱ヒ又ハ取扱ハサル國際業務ノ「テレコミュニカシオン」ヲ設置又ハ運用スルコトヲ許可セラレタル私企業ヲシテ本條約及約定スル規則ノ規定ヲ遵守セ

シムルニ付必要ナル處置ヲ執ルコトヲ約ス

三 尤モ左記ニ關シテハ各締約政府及許可セラレタル私企業ハ完全ナル自由ヲ有ス

(1) 本條約及規則ニ依リ明白ニ規定セラレサル事項ニ關スル各國ノ法制

(2) 一箇又ハ數箇ノ締約政府若ハ許可セラレタル私企業トノ「テレコミュニカシオン」ノ組織及此等ノ「テレコミュニカシオン」ニ依リ交換スヘキ通信ノ決定、此等ノ「テレコミュニカシオン」ノ運用ハ條約及附屬規則ノ規定ニ從ヒ之ヲ行フヘキモノトス

(イ) 他ノ政府及許可セラレタル私企業全般ニ關セサル業務上ノ事項ニ關シ條約及附屬規則ノ範圍内ニ於テ總テノ種類ノ特別ノ協定ノ締結

第四條

設備及「テレコミュニケーション」線路ノ組織運用及保護

一 締約政府ハ左記ヲ約ス

(1) 公衆通信ノ國際業務及規則ニ依リ定メタル特別業務ノ一切ノ必要ヲ充タス爲必要ナル設備及「テレコミュニケーション」線路ヲ協議ヲ以テ決定スルコト

三

(2) 設備及「テレコミュニケーション」線路ヲ實務上知り得タル最良ノ條件ニ於テ設置及運用シ且成ルヘク科學及技術ノ進歩ノ水準ニ維持スルコト

(3) 各自ノ活動ノ範圍内ニ於テ設備及國際「テレコミュニケーション」線路ヲ保護スルコト

二 「テレコミュニケーション」線路ノ陸上中繼國政府ハ終端國ノ政府ニ對シ最低限ノ收入ノ保障ヲ要求スルコトヲ得

第五條

「テレコミュニケーション」、公衆業務

締約政府ハ何人ニ對シテモ一般「テレコミュニケーション」線路系ニ依リ通信スル權利ヲ承認ス

第六條

「テレコミュニケーション」ノ秘密

一 締約政府ハ通信ノ秘密ヲ確保スル爲各自ノ採用セル「テレコミュニケーション」組織ニ適當ナル一切ノ可能ナル處置ヲ執ルコトヲ約ス

二 尤モ締約政府ハ國際條約ヲ斟酌シ司法官意又ハ其ノ他ノ官憲ニ通信ヲ通知スル權利ヲ留保ス

第七條

無責任

締約政府ハ本條約附屬規則ニ定ムル場合ニ於ケル料金ノ還付ヲ除キ「テレコミュニケーション」ノ國際業務ニ由ル一切ノ責ニ任セサルコトヲ宣言ス

第八條

公衆ニ與フル利便ト平等ノ取扱

一 締約政府ハ通信ノ傳送及交付ニ付一層保障並ニ利便ヲ與フル爲締約政府ノ主管應ニ依リ協議ヲ以テ決定セラレタル種々ノ方法ヲ一切ノ發信人ニ享受セシムルコトヲ約ス

二 業務及料金ハ條約又ハ規則ニ定ムル場合ヲ除キ一切ノ發行人ニ對シ同一トシ特權、先順位又ハ低減ナキモノトス

第九條

電報ノ停止

締約政府ハ國家ノ安寧ヲ害シ又ハ自國ノ法律、公ノ秩序若ハ風儀ニ悖ルモノト認ムル一切ノ私報ノ傳送ヲ停止スル權能ヲ留保ス

第十條

業務ノ停止

各締約政府ハ必要ト認ムルトキハ期限ヲ定メテ國際「テレコ

五

ムニカシオン」ノ業務ヲ全般的ニ又ハ單ニ部分的ニ若ハ通信ノ種類ヲ限リ停止スル權能ヲ留保ス但シ右ノ停止ヲ爲シタル締約國ハ聯合總理局ヲ經由シ直ニ其ノ旨他ノ締約政府ニ通知スルコトヲ要ス

第十一條

料金、料金免除及貨幣ノ本位

一 「テレコムニカシオン」ニ適用スヘキ料金率及此ノ「テレコムニカシオン」カ料金免除ヲ享クヘキ種々ノ場合ハ本條約附屬規則ノ規定ニ從ヒ之ヲ定ム

- 二 料金ノ構成及國際計算書ノ作成ニ方リ用ウル貨幣ノ本位ハ重量三十一分十「グラム」ニシテ品位千分ノ九百ナル百「センチム」ノ金「フラン」トス
- 三 聯合國ハ其ノ料金ノ徵收ニ付「フラン」ノ値ニ成ルヘク近キ各自國貨幣ノ相當額ヲ定ム

第十二條

計算書ノ提示

締約政府及許可セラレタル私企業ハ互ニ「テレコミュニカシオン」ノ交換ニ對シ徵收シタル料金ノ計算ヲ爲ス

六

第十三條

電報ノ用語及傳送ノ先順位

- 一 官報、局報及私報ハ一切ノ關係ニ於テ普通語ニ於テ之ヲ許可スルモノトス
- 二 官報及局報ハ一切ノ關係ニ於テ暗語ヲ以テ之ヲ記載スルコトヲ得
- 三 私報ハ暗語ニ於テ通信スルコトヲ許可スル國ノ間ニ於テ之ヲ交換スルコトヲ得
- 四 發信及著信ニ於テ暗語ニ於ケル私報ヲ許可セザル締約政府

ハ第十條ニ定ムル停止ノ場合ヲ除クノ外私報ヲ中繼傳送スルコトヲ要ス

五 電報ノ傳送ハ左ノ順位ニ依リ之ヲ爲ス

(1) 官報

(2) 局報

(3) 私報

尤モ官報及ヒ局報ノ發信人ハ先順位ノ權利ヲ拋棄スルコトヲ得此ノ場合ニハ官報及局報ハ傳送順位中私報トシテ之ヲ取扱フ

第十四條

制限業務

第三條第三項(4)及第十七條第一項ノ規定ニ拘ハラヌ電信局又ハ無線局ハ之ヲ「テレコミュニケーション」ノ目的ニ依リ又ハ使用スル方式ニ關係ナキ他ノ事情ニ依リ定ムル「テレコミュニケーション」ノ制限國際業務ニ充ツルコトヲ得

第十五條

各締約政府ハ名稱及特許ヲ締約政府ニ通知スル電信局及無線局ニ於テ詳細ヲ公表セザル他ノ裝置ヲ特別ノ無線通信ノ爲ニ設置及經營スルコトヲ定メ又ハ許可スル權能ヲ留保ス

第十六條

條約ノ遵守ヲ強制セラレタル設備

- 一 締約政府ハ公衆通信ノ國際業務ヲ取扱ハサル電信局及無線局殊ニ海軍及陸軍ノ設備ニ關シ其ノ完全ナル自由ヲ保有ス
- 二 尤モ右ノ電信局及無線局ハ成ルヘク規則ノ規定特ニ遭難ノ場合ニ於ケル救助及混信防避ノ爲ニ執ルヘキ處置ニ關スル規定ニ違フコトヲ要ス無線局ハ又成ルヘク其ノ局カ行フ業務ノ性質ニ從ヒ使用スル電波ノ型式及周波數ニ關スル規定ニ違フコトヲ要ス

八

- 三 右ノ電信局及無線局カ場合ニ依リ公衆通信ノ業務又ハ本條約附屬ノ規則ノ定ムル特別業務ニ從事スルトキハ右ノ業務ノ執行ノ爲規則ノ規定ニ從フコトヲ要ス

第十七條

無線電氣業務ニ於ケル特別規定

- (相互通信ノ混信ノ遭難呼出ノ虛偽ノ遭難信號及遭難呼出ノ違反ノ取調)
- 一 移動業務ニ於ケル無線通信ヲ行フ局ハ其ノ通常ノ取扱範圍ニ於テハ其ノ採用スル無線電氣方式ノ如何ニ拘ハラヌ相

互ニ無線電報ヲ交換スルコトヲ要ス

二 尤モ科學ノ進歩ヲ妨グル爲前項ノ規定ハ他ノ方式ト通信スルコト能ハサル無線電氣方式ヲ使用スルコトヲ妨ケス但シ此ノ不能ハ其ノ方式ノ特質ニ因ルモノタルベク單ニ相互通信ヲ妨クル爲ニ採用スル裝置ノ結果タルヘカラス

三 一切ノ局ハ其ノ目的ノ如何ニ拘ハラヌ成ルヘク他ノ締約政府及他ノ締約政府ニ依リ無線通信ノ公衆業務ヲ行フコトヲ許可セラレタル私企業ノ無線電氣通信又ハ業務ヲ妨ケサル様之ヲ設置及經營スルコトヲ要ス

四 各締約政府ニシテ自ラ通信事務ヲ經營セザルモノハ私企

業ヲシテ此ノ規定ヲ遵守セシムルコトヲ約ス

五 移動業務ニ従事スル局ハ絕對先順位ニ於テ遭難呼出カ其ノ何レヨリ發セラレタルヲ問ハス之ヲ受理シ同様ニ此ノ呼出ニ應答シ必要ナル處置ヲ爲ス義務ヲ負フ

六 締約政府ハ虞偽ノ遭難信號又ハ遭難呼出ヲ傳送シ又ハ之ヲ流布スルコトヲ防遏スル爲有用ナル處置ヲ採ルコトヲ約ス

七 締約政府ハ又無線通信業務ニ於テ本條約及附屬規則ノ規定ノ違反ノ取調ニ付相互援助スルコトヲ約ス

第十八條

電信局、無線局及業務ニ關スル情報ノ交換
締約政府及許可セラレタル私企業ハ「テレコミュニケーション」
ノ交換ヲ確保シ且容易ナラシムルニ必要又ハ有用ナル一切ノ
事項ヲ聯合総理局ヲ經由シ相互ニ通知ス

第十九條

総理局

一 萬國電信聯合総理局ト稱シ且本條約附屬ノ規則ニ依リ其ノ
爲ニ指定セラレタル一締約政府ノ「テレコミュニケーション」

ノ上級主管廳ノ最高權力ノ下ニ置カルル中央機關ハ國際「テ
レコミュニケーション」ニ關スル一切ノ種類ノ報告ヲ蒐集、
整理刊行及配布シ竝ニ一切ノ研究ヲ行ヒ且締約政府ノ「テレ
コミュニケーション」ノ國際業務ニ關シ委託セラレタル一切ノ
事務ヲ執行スル任務ヲ有ス

二 此ノ機關ノ運用上ニ要スル費用ハ締約政府ノ一切ノ主管廳
之ヲ負擔ス該主管廳ハソノ爲ニ之ヲ七等ニ區分シ各等ハ左記
ノ割合ニ於テ經費ノ支辨ヲ負擔ス

第一等

二十五部

第二等

二十部

- 第三等 十五部
- 第四等 十部
- 第五等 五部
- 第六等 三部
- 第七等 一部

三 締約政府ノ主管廳ハ総理局ノ經費分擔上分類セラルヘキ等級ヲ総理局ト協議ノ上決定ス

第二十條

國際委員會

一 「テレコミュニケーション」ノ業務ニ關スル問題ヲ研究スル

爲委員會ヲ設置ス

二 此ノ委員會ノ數、構成、任務及執務ハ本條約附屬ノ規則ニ於テ之ヲ定ム

第二十一條

規則

本條約ノ規定ハ附屬規則ヲ以テ補足ス此ノ附屬規則ハ條約ト同様ノ價值ヲルモノトス

第二十二條

非締約國トノ關係

定スル條件ニ依リ別箇ノ加入又ハ別箇ノ廢棄ノ目的タルコトヲ得

第二十四條

仲 裁

一 本條約及附屬規則ノ解釋又ハ施行ニ關シ二箇又ハ數箇ノ締約政府間ニ異見アル場合、紛争ハ外交上ノ手續ニ依リ解決セラレザルトキハ紛争政府ノ一ノ請求ニ依リ之ヲ仲裁裁判ニ付ス

二 右ノ政府ハ紛争ヲ付議スヘキ唯一ノ仲裁者ノ選定ニ付協議

ス二箇月ノ期間内ニ當該政府ノ意見一致セザルトキハ仲裁者ハ一九〇七年十月十八日海牙ニ於テ調印セラレタル國際紛争平和的處理條約第四十五條ニ定ムル仲裁者選定方法ニ從ヒ之ヲ指名ス

第二十五條

條約ノ改正

一 本條約ノ規定ハ全權ヲ有スル締約政府ノ主管廳ノ代表ヲ以テ組織スル一般會議ニ依リ之ヲ改正ス

二 改正ハ少クトモ二十箇ノ締約政府カ其ノ希望ヲ表明シタル

場合又ハ次條ニ定ムル行政會議ニ依リ其ノ決議アリタル場合ニ之ヲ行フ

三 一般會議ノ開催ノ爲定メタル時期ハ少クトモ十箇ノ締約政府ヨリ請求ヲ爲ストキハ之ヲ早ムルモノトス

四 一般會議ニ於ケル討議及之ニ關聯スル文書ノ編纂ニ對スル公用語ハ佛蘭西語トス

五 討議ニ於テハ………(會議ニ於テ補足ス)

六 各一般會議ハ一切ノ討議ニ先チ議事ノ組織及進行ノ條件ヲ示ス内部規則ヲ定ム

一四

第二十六條

規則ノ改正

一 規則ハ主管廳ノ會議ニ依リ之ヲ改正スルモノトス各會議ハ次回會合ノ場所及時期ヲ定ム

二 此ノ主管廳ノ會議ハ締約政府ノ主管廳ノ代表者ヨリ成立ス此ノ主管廳ハ分擔經營及定期支出額ノ支拂ニ關シ線理局ニ對シ負債無キコトヲ要ス

三 新規則ハ之ヲ決議シタル行政會議ノ終結ノ日ヨリ一箇年後ニ於テ之ヲ施行ス但シ右期日前ニ線理局ニ對シ新規則ヲ承認シ得サル旨ヲ宣言シタル締約政府ノ主管廳ニ對シテハ此ノ限リニ非ス

同期日以後前回ノ一般會議又ハ行政會議ニ依リ採決セラレタル規則ハ之ニ調印シタルカ又ハ加入セルカ若ハ前項ノ規定ヲ適用セザリシ一切ノ主管廳ニ對シ廢止セララルモノトス

四 主管廳會議ニ對シテハ第二十五條第二項乃至第六項ノ規定ヲ適用ス

第二十七條

先條約ノ廢止

巴里（一八六五年）、維納（一八六八年）、羅馬（一八七二年）聖彼得爾堡（一八七五年）ノ各電信條約及柏林（一九〇六年）倫敦（一九一二年）、華盛頓（一九二七年）ノ各無線電信條約

一五

ハ之ヲ批准シ其ノ後廢棄手續ニ依リ脫退セザリシ政府ノ多數カ本條約ヲ批准スルニ從ヒ之ヲ廢止スルモノトス

第二十八條

廢棄

各締約政府ハ最近ノ一般會議カ開催セラレタル國ノ政府ニ宛ツル外交手續ニ依ル通知ニ依リ本條約ヲ廢棄シ締結シタル義務ヨリ脫退スル權利ヲ有ス前記ノ國ノ政府ハ同シク外交手續ニ依リ他ノ關係政府ニ之ヲ通知ス右ノ廢棄ハ最近ノ一般會議ヲ召集シタル前記政府カ其ノ通知ヲ受領シタル日ヨリ一箇年ノ期限滿了

ノ時ニ於テ其ノ效力ヲ發生スルモノトス此ノ效力ハ廢棄ヲ爲シ
タルモノニ限ルモノトス他ノ締約政府ニ對シテハ條約ハ效力ヲ
存續ス

第二十九條

本條約ノ實施及有效期間

本條約ハ一九三三：：：：ヨリ之ヲ施行ス本條約ハ之ニ代ハルヘ
キ條約カ本條約ヲ批准シ之ニ對スル廢棄ノ效力ヲ受ケザリシ締
約政府ノ多數ニ依リ批准セラルル時迄其ノ效力ヲ有ス

第三十條

批准

一六

- 一 本條約ハ成ルヘク速ニ批准セラレ且其ノ批准書ハ西班牙國
政府ノ記録ニ寄託セラルヘク該政府ハ一切ノ他ノ調印政府又
ハ加入政府ニ對シ一切ノ受領シタル批准ノ受領ヲ通知スルモ
ノトス
- 二 一箇又ハ數箇ノ調印政府カ條約ヲ批准セサルコトアルモ條
約ハ之ヲ批准シタル一切ノ政府ニ付テハ其ノ效力ヲ妨ケラ
ルコトナシ

右證據トシテ各全權委員ハ西班牙國政府ノ記録ニ寄託保存セラ

ルヘキ本條約ノ一通ニ署名シタリ其ノ謄本一通ハ各締約政
府ニ交付セララルヘシ

一九三二年 月 日「マドリッド」ニ於テ作成ス

條約中ノ用語ノ定義

一 「テレコミュニケーション」ナル語ハ一切ノ電信、電話通信又ハ有線、無線若ハ其ノ他ノ電氣又ハ不視信號ノ方式若ハ方法ニ依ル其ノ他ノ通信ヲ對象トスルモノト了解ス

二 「無線電氣通信」又ハ「無線通信」トハ一切ノ種類ノ記號、信號、文言、形像及音ノ「ヘルツ」波ニ依ル無線傳送ヲ謂フ

三 「公衆通信」トハ電信局及局カ公衆業務ニ供セララルルニ由リ傳送ノ爲公衆ヨリ受理スルコトヲ要スル「テレコ

ミュニケーション」ノ總体ヲ謂フ

四 「私企業」トハ各自ノ政府ヨリ許可セラレ「テレコミュニケーション」線路ヲ經營スル一切ノ個人及一切ノ私會社又ハ私團體ヲ謂フ

五 「一般ノ「テレコミュニケーション」線路系」トハ公衆業務ヲ取扱フ一切ノ方式ニ依ル通信線路ノ總体ヲ謂フ但シ移動業務ノ無線通信線路ヲ除ク

六 「國際業務」トハ國際公衆通信ヲ取扱フ「テレコミュニケーション」業務ヲ謂フ國內又ハ一國ノ無線通信業務ニシテ他國ノ業務ト混信ヲ生シ易キモノハ混信ニ關シテ之ヲ

國際業務ト看做ス

- 七 「移動業務」トハ移動局及陸上局間竝ニ移動局相互間ニ行ハルル無線通信業務ヲ謂フ
- 八 「公衆業務」トハ一般公衆ノ用ニ要スル業務ヲ謂フ
- 九 「制限業務」トハ特定ノ人ニ限リ又ハ特殊ノ目的ニノミ使用スル業務ヲ謂フ
- 十 「電信局」(Bureau)トハ有線通信ヲ行フ爲ニ裝置セラレタル設備ヲ謂フ
- 十一 「無線通信局」又ハ單ニ「局」トハ無線通信ヲ行フ爲ニ裝置セラレタル設備ヲ謂フ

- 十二 「固定局」トハ位置ヲ變シ得サル局ニシテ同様ニ設置セラレタル一箇又ハ數箇ノ局ト通信スルモノヲ謂フ
- 十三 「移動局」トハ位置ヲ變スルコトヲ得且位置ヲ變スルコトヲ常トスル局ヲ謂フ
- 十四 「陸上局」トハ移動局以外ノ局ニシテ移動局トノ無線通信ニ使用セラレルモノヲ謂フ
- 十五 「電報」トハ電信局間又ハ固定局間ニ傳送スヘキ「テレコミュニケーション」ヲ謂フ
- 十六 「無線電報」トハ移動局ヨリ發シ又ハ之ニ答スル電報ニシテ其ノ經過ノ全部又ハ一部カ移動業務ノ無線通信

線路ニ依リ傳送セラルルモノヲ謂フ

十七 「電報」ナル語ハ「無線電報」ヲ對象トスルモノト
看做ス但シ條文カ明カニ其ノ意味ヲ除外セルトキハ此ノ
限リニ非ラズ

十八 「局報」 (*telecommunication de service*) トハ締約
政府ノ「テレコミュニケーション」主管廳又ハ締約政府ノ
一切ノ許可セラレタル私企業ヨリ發スル「テレコミュニ
ケーション」ニシテ國際「テレコミュニケーション」ニ關シ
或ハ前記主管廳協議ノ上圖益トナルヘキ事件ニ關スルモ
ノヲ謂フ

十九 「官報」 (*telecommunications d'Etat*) トハ國ノ首
長、政府團員、陸海軍及航空將師、締約政府ノ外交官又
ハ領事及國際聯盟事務總長ノ出セル「テレコミュニケーション」ニカシ
オン」竝該「テレコミュニケーション」ニ對スル返信ヲ謂
フ

二十 「私報」 (*telecommunications privées*) トハ官報又
ハ局報ニ非サル通信ヲ謂フ

二十一 「普通語ニ於ケル「テレコミュニケーション」ト
ハ國際通信ニ於テ許可セラレタル一箇又ハ數箇ノ國語ニ

於テ了解シ得ル意味ヲ有スルモノヲ謂フ

二十二

「暗語ニ於ケル」テレコミュニカショント

ハ國際通信ニ於テ許可セラレタル一箇又ハ數箇ノ國語ニ於テ了解シ得ル意味ヲ有セサルモノヲ謂フ

提案録第四部（國際電信業務規則）
B 國際電信業務規則ニ關スル各種提案）

T 一四七一 西班牙

提案T六三六ヲ左ノ如ク改ム

二 移動局ニ對シテハ電信料金率ノ變更ハ電信局及固定局ニ依ル
實施後一箇月ヲ經ルニ非サレバ之ヲ施行セサルモノトス

T 一四七二 獨逸、(二) 埃地利、白耳義、丁抹

「ダンチツヒ」自由市、佛蘭西「グレート、ブリテン」、洪

二二二

牙利、蘭領印度、伊太利、「モロツコ」露威、和蘭、波蘭、
瑞西、「チエツコ」、「チユニス」、土耳其

(一)獨逸主管區ハ提案六五一第一項、第二項及第三項ヲ撤回セリ
第三十三條第一項及第四項ヲ左ノ如ク改ム

第三十三條

第一及第二國際「アルファベット」ノ傳送字號

「モールス」字號「ヒューズ」機、「ボード」機及「シーメン
ス」機ノ字號

一左ニ掲グル表ハ第一及第二國際「アルファベット」字號「モール
ス」字號、「ヒューズ」機「ボード」機及「シーメンズ」機ノ字
號ヲ示ス

二第一國際「アルファベット」ニ依ル多重機ノ字號

文字

A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P,
Q, R, S, T, U, V, W, X, Y, Z,

数字

1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 0,

句讀點其ノ他

終點

小讀點

重點

問符

一三

略符

十字符

連續點及橫線

歸除線

二重線

百分率符

左片括弧

右片括弧

誤謬

二箇ノ語辭、二箇ノ段又ハ一箇ノ語辭ト一箇ノ段間ノ各間隔ハ「空
白」ヲ以テ表ハスモノトス同様ニ一致此ノ致ニ關係無キ符號ト

「空白」ヲ以テ分離スルモノトス数字及文字ヲ以テ組成セラルル
集合ハ之ニ先立ツ語（語辭又ハ數）及之ニ次グ語ヨリニ「空白」
ヲ以テ之ヲ分離スルコトヲ要ス分致又ハ分致ヲ伴フ致ニ於テハ均
合ニ依リ之ニ先立チ又ハ之ニ次グ文字又ハ數字ノ他ノ集合ヨリニ
「空白」ヲ以テ之ヲ分離シ分致ハ其ノ關係スル整致ヨリ一「空白」
ヲ以テ分離スルモノトス

例 1 3/4 トシ 13/4 トセズ 3/4 8 トシ 3/4 9 トセズ

363 1/2 4 5642 トシ 363 1/2 4 5642 トセズ

字下線ヲ附シタル語辭及章句ハ二箇ノ連續點ヲ前後ニ附シ（例ヘ
バ *... sans retard* ... ）若信局ノ吏員ハ之ニ字下線

ヲ手管スルモノトス

Eノ上ノ音符カ意味上必要ナルトキハ語辭（Sヲ有スル又ハ有セ
サル）ノ終尾ニ之ヲ手管ス（例ヘハ *accrete, accrete*）此ノ後ノ
場合ニハ送信吏員ハ受信スル局ノ注意ヲ喚起スル爲署名ノ次ニ該
語辭ヲ反覆シ二個ノ「空白」ノ間ニ音符ヲ附シタルEヲ表示スル
コトヲ要ス

E, d, g, h, o 及 *z*ニ付テハ夫々 *ae, ee, oo, n, oe* 及 *ie*ヲ傳送ス
ルモノトス

局ヲ呼出スニハ「one」ヲ傳送シ次ニ被呼局ノ符號ヲ附シ且數回
ノ轉換（文字ノ空白及數字ノ空鍵ノ交互操作）ヲ爲スモノトス

傳送ノ誤謬ヲ指示スルニハ米ナル符號

「可待」ヲ通知スルニハ「MOM」ナル連絡次ニ概定ノ可待時間ヲ分時ニテ示ス致ヲ附シ場合ニ依リ休止ノ理由ヲ附ス（第三十六條第九項參照）

電報ノ完了ヲ指示スルニハ「+」ナル符號

傳送ノ完了ヲ指示スルニハ「+？」ナル二箇ノ符號

通信ノ完了ヲ指示スルニハ「++」ナル二箇ノ符號、該符號ハ二對手局ヨリ傳送ス

左表ハ文字及符號ヲ傳送スル爲ノ電流ノ圖表ニシテ各種押打ノ極性ヲ表示スルモノトス

第一國際電信「アルファベット」

構成 番號	一	二	三	四	五	六	七	八
文字ノ並ビ	A	B	C	D	E	F	G	H
數字ノ並ビ	1	8	9	0	2	1)	7	+
押打ノ番號	一	-	-	-	+	+	+	-
	二	+	+	-	-	-	-	-
	三	+	-	-	+	-	+	+
	四	+	-	-	-	+	-	-
	五	+	+	+	+	+	+	+

二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九
行ノ變更	車ノ復歸	Z	Y	X	W	V	U	T	S
		:	3	,	?	,	4		.
2)	2)							1)	
-	-	-	+	+	+	-	-	-	+
+	-	-	+	-	-	-	+	+	+
+	+	+	-	+	-	-	-	-	-
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
-	+	-	+	-	-	-	+	-	.

一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
R	Q	P	O	N	M	L	K	J	I
-	/	%	5)	=	(6	
				1)					1)
+	-	-	-	+	+	-	-	-	+
+	+	-	-	-	-	-	+	+	-
-	-	-	-	-	+	+	+	+	-
-	-	-	+	-	-	-	-	-	+
-	-	-	+	-	-	-	-	+	+

二九	文字 (空白ト混合セル)	+	+	+	+	-
三〇	数字 (空白ト混合セル)	+	+	+	+	+
三一	* (誤謬)	+	+	+	-	-
三二	行ノ變更	2) 2)	+	+	+	+

一 陰電流
+ 陽電流

各主管處ニ於テ任意ニ國內業務ニ對シ使用ス
頁式印刷機ニ使用ス

三 第二國際「アルファベット」ニ依ル「アリスミッタ」機ノ字

文字

A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P,
Q, R, S, T, U, V, W, X, Y, Z

数字

1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 0.

句讀點其ノ他

終點

小讀點

重點

問符

二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四
Y	X	W	V	U	T	S	R	Q	P	O	N
6	1	2	=	7	5	:	4	1	0	9	,
○	○	○		○		○		○			
		○	○	○			○	○	○		
○	○		○	○		○		○	○		○
	○		○				○			○	○
○	○	○	○		○			○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
M	L	K	J	I	H	G	F	E	D	C	B
.)	(音響符號	g				3		:	?
					1)	1)	1)		1)		
		○	○		○		○	○	○		○
	○	○	○	○		○				○	
○		○		○	○		○			○	
○		○	○			○	○		○	○	○
○	○				○	○					○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

数字

1	— — — — —
2	— — — — —
3	— — — — —
4	— — — — —
5	— — — — —
6	— — — — —
7	— — — — —
8	— — — — —
9	— — — — —
0	— — — — —

三三三

職權ヲ以テスル反覆ニ於テ数字及文字又ハ文字ノ集合カ同時ニ
 在ニ因ル誤解ノ惧レナキトキハ数字ハ左ノ字號ニ依リ形成スルコ
 トヲ要ス

1	— — — — —
2	— — — — —
3	— — — — —
4	— — — — —
5	— — — — —
6	— — — — —
7	— — — — —
8	— — — — —

了解 (此ノ符號ハ無線電信ニ於テ始信符號トシテ使用セラレ)

誤謬

十字符號又ハ電報若ハ傳送ノ完了ノ符號

可送

可待

通信完了

始信符號 (總テノ傳送ノ開始)

電報ノ續信又ハ連續 (電報ヲ證明スルノ番號ヲ指示スル符號 爲ニ使用ス)

三五

電報中ノ集合又ハ語ヲ指示スル爲ニ用ウル符號

「正確ナリヤ」ノ符號 (無線電信ニノミ使用ス)

分數ヲ併ア數ヲ傳送スルニハ生シ得ヘキ總テノ混同ヲ避クル爲場合ニ依リ分數ノ前若ハ後ニ區別符號ヲ加ヘ之ヲ傳送スルコトヲ

ス

例
1/16ニ付テハ 11/16ト讀マサル爲 1/16ト傳送シ 3/4ト

ニ付テハ 3/4ト讀マサル爲 3/4ト傳送シ 21/22ニ付テハ 21/22ト讀マサル爲 21/22ト傳送ス

五「ヒューズ」機ノ字號

文字

A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S,
T, U, V, W, X, Y, Z

數字

1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 0

句讀點其ノ他

- 終點 .
- 小讀點 ·
- 重點 ∴
- 問符 -

三六

略符

-

十字符

+

連續點又ハ横線

|

歸除線

∖

二重線

■

左片括弧

(

右片括弧

)

語辭、整數、分數、字下線ヲ附シタル語辭又ハ章句並ニ
 及ナル文字ノ傳送ニ關スル規定ニシテ多重機ニ
 適用スヘキモノ(第二項)ハ均シク之ヲ「ヒューズ」機ニ適用ス

連絡アル局ヲ呼出シ又ハ之ニ應答スルニハ文字ノ空白及ビヲ交互ニ數回反覆スルモノトス

調度ヲ整正スル爲同一字號ノ連續反覆ヲ請求スルニハ文字ノ空白及ビヲ以テ組成セラルル連絡ヲ必要ナル度數ニ於テ表スモノトス

電磁右ノ調整ヲ請求又ハ許容スルニハ左ノ四箇ノ字號ヲ以テ構成セラルル連絡ヲ必要ナル度數ニ於テ反覆スルモノトス

文字ノ空白 I、N 及 T

誤謬ヲ指示スルニハ句讀點無ク連續シタル二箇ノ「可待」ヲ通知シ電報ノ完了傳送ノ完了及通信ノ完了ヲ指示スルニハ多重線ニ

於ケルト同シ字號ヲ傳送ス

大讀點 ()、感符 ()、引用符 ()、ワナル符號ハ機上ニアルトキト雖爾後傳送セス

六「シーメンス」機ノ字號

文字

A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S,

T, U, V, W, X, Y, Z

數字

1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 0

句讀點其ノ他

終點

小讀點	..
重點	••
問符	?
略符	~
十字符	+
連續點又ハ横線	—
序線	—
二重線	==
左片括弧	(
右片括弧)
誤謬	*

語辭、整數、分數、字下線ヲ附シタル語辭又ハ章句竝 $\underline{\quad}$ 、 $\underline{\quad}$ 、 $\underline{\quad}$
 H, O, P, e 及 \circ ナル文字ノ傳送ニ關スル規定ニシテ多重
 機ニモ適用スヘキモノ(第二項)ハ均シク之ヲ「シーメンス」機
 ニモ適用ス
 傳送上ノ誤謬、電報ノ完了、傳送ノ完了及通信ノ完了ヲ指示スル
 ニハ多重機ニ於ケルト同一ノ字號ヲ傳送ス
 大讀點(—)、感符(—)、引用符(=)、 \circ ナル符
 號ハ機器上ニアル場合ト雖 $\bar{\quad}$ 後之ヲ傳送セサルモノトス

(理由) 第一及第二國際電信字號ノ採用方提案セラレ
 タル結果改正順序ハ將來使用スル「アルファ
 ベット」ノ重要性ニ相當ス

第四項（新）ニ付テ一電報ノ額表中ニ於テ發
信局ノ區別番號ヲ簡約シテ反覆スルコトハ誤
謬ノ誘發ヲ容易ナラシムヘシ（BOLTA 又
ハ G ）

————（通信完了）ナル符號ハ

ト混同セラレ易キヲ以テ一級ニ知ラレ

且既ニ許容セラレ居ル——ナル符號ニ改ムヘ
シ

括弧ヲ組成スルニ箇ノ符號ノ傳送上ニ箇ノ別
ノ符號例ヘバ———反———ヲ選定

スルヲ可ト認ム

從テ「重點」ニ對スル———ナル符號ハ

他ノ符號例ヘバ大讀點ノ削除ノ結果自由トナ

リタル———ニ改ムヘシ

第二項及第五項（新）ニ付テ一多重機反「ヒ

ユーズ」機ニ於ケル傳送ノ停止ニ關スル規定

ハ第三十六條第十一項ノ二ニ置クヲ適當ト認

メ第三十四條ノ「特殊方法」ト共ニ其處ニ移
セリ

T 一四七四 獨逸

(獨逸主管廳ハ提案T六七五ヲ撤回ス)
第三十四條ノ「特殊方法」ヲ第三十六條第十一項ノ二トシテ移シ
左ノ如ク改ム

十一ノ二 特殊方法

(一) 通信ノ連續傳送中業務上ノ通信ヲ行ハムトスルトキハ左ノ方
法ニ依リ之ヲ電報ト區別スルモノトス

(二) 「モールス」機及「ホキートストーン」機ノ場合 業務上ノ通
信前後ニ「AL」ナル文字ヲ二回及反覆スルモノトス

例

AL AL en 187 répétez ——— AL AL

(三) 印刷電信機ノ場合 業務上ノ通信ノ前後ニ二重括弧ヲ送ルモ
ノトス

例 ((en 187 répétez))

(四) 對手局ノ送信又ハ多重機ニ於テ相當「セクター」ノ送信ヲ停

止セシムル必要アル場合ニ於テハ左ノ如ク之ヲ爲スモノトス

(五) 「モールス」單信機ノ場合 停止ヲ爲ス迄點ノ連續ヲ傳送
スルモノトス

(六) 「モールス」二重機及「ホキートストーン」二重機ノ場合
停止ヲ爲ス迄「STOP」ナル文字ヲ傳送スルモノトス

(七) 「ヒューズ」單信機 適當ナル間隔ヲ置キテ二信又ハ三信
ノ文字ヲ傳送スルモノトス

- (一) 「ヒューズ」二重機ノ場合 停止ヲ爲ス迄「数字ノ空白」及間符ヲ交互ニ傳送スルモノトス
- 納單信及双信多重機ノ場合 停止ヲ爲ス迄「ヨ」ナル文字ハ「ハ」ナル符號ノ繼續ヲ傳送スルモノトス
- (二) 「アリスミツク」機ノ場合 停止ヲ爲ス迄音響符號ヲ傳送スルモノトス

(四) 「シーメンス」機ノ場合 停止ヲ爲ス迄特殊ノ「停止」符號ヲ傳送スルモノトス

(理由) 本款ハ傳送規則ノミヲ包有セルカ故ニ第三十六條ニ置クヲ可ト認ム

第三十三條ニ於テハ「ボード」機ヲ問題トセズシテ多重機ノミヲ問題トセリ第一國際「アルファベット」ニ依レバ「ハ」ナル符號ハ「ヨ」ナル文字ノ代リニ傳送スルコトヲ得「アリスミツク」機ニ於ケル手續ヲ定ムルコトヲ要ス

